

区政への主な意見と回答 令和5年11月分

11月にみなさまから寄せられた区政へのご意見・ご要望は89件でした。

そのうち、主なものを掲載します。

内容から個人が特定されるようなものは除いてあります。

※区からの回答は当時のものであるため、現在とは異なる場合があります。

お問い合わせ 区政相談課 電話 03-3312-2111 (代表)

1 京王線高架工事で復活する区道604号線の幅員拡張に関するお願い

令和5年11月1日受付

Q 平成26年関東地方整備局告示第五十八号東京都市計画都市高速鉄道事業第十号線第三工区の高架下に復活する区道604号線を、緊急車両が通行出来る幅員に拡張するお願い。

現在、この道路は幅員2メートルで計画されているとの説明を受けています。

当建物は、住戸と商業施設で、昼夜問わず多くの人が集まる場所となっています。周囲の道路幅が狭く、火災や災害時の消防車や救急車の通行アクセスは限定的です。

しかるに、今回の恒久的な高架下道路設置に当たって、将来の604号道路整備計画や建物の再開発計画を見据えて緊急車両が通行出来る幅員拡張を切望します。

A 区道604号線については、鉄道敷地から南側の幅員が狭く、自動車が通行できる道路ではないことから、高架下部分についても、事業者である東京都や京王電鉄などと協議の上、現況と同程度の幅員で計画しています。

ご指摘頂いた緊急車両の通行については、杉並区道路整備方針(すぎなみの道づくり)の中で、区道604号路線(鉄道敷地から北側部分)及び区道1591号路線(線路北側の東西道路)を主要区画道路に位置付けてます。この道路は、火災等の際に停車車両などがあっても緊急車両が通行できる道路であり、現在進められている京王線の連続立体交差事業に併せて整備することを考えています。これにより、区道606号路線(貴建物に西側で接道する南北道路)と合わせて、道路ネットワークが確保されるものと考えています。

なお、新設する交差道路の整備費用は都市側が負担することから、区の金銭的負担なしで拡幅することはできません。

区としては、今後も東京都、世田谷区、京王電鉄(株)をはじめ関係機関とともに開かずの踏切の早期解消に取り組んでいきます。

担当 鉄道立体担当課

2 保育施設について

令和5年11月2日受付

Q 三谷小の近くに住んでいますが、この付近に保育園がなく、1番近いところでも徒歩10分から15分程度かかります。近年は夫婦共働きが主流なので、もう少し近い所があると非常にありがたいと感じています。

また、上井草児童館が三谷小の近くにありますが、とても古い建物で施設の周りの草木も荒れている印象があります。児童館があるのも有難い話ですが、せっかく広い土地があるのでこの土地を活用して保育園を作るなどの検討案はないのでしょうか。

A 区立三谷小学校の近隣において、徒歩10分圏内に保育所がないことにつきましては、ご心配とご不便をおかけしております。

この間の保育施設の整備につきましては、国が定める保育所等利用待機児童の定義を踏まえ、自転車などを含む通常の交通手段により、自宅から20～30分以内で登園が可能となるよう保育定員の確保に取り組んできたところです。

その上で、区立三谷小学校がある地域につきましては、上井草保育園等4所で450名程のお子様をお預かりできる状況となっております。また、ご家庭の状況により、保育所への通園が難しい場合には、ご自宅に保育士を派遣する居宅訪問型保育事業を行っており、現状、保育を受けられる環境が整っているものと考えております。

次に、保育所の新設につきましては、令和4年度に実行計画を修正し、区の方針として、新たな保育所の整備は基本的に行わないこととしておりますが、上井草児童館等の周辺施設の土地・建物の利活用を検討する際には、今般改定案をお示ししました区立施設マネジメント計画案の基本方針の下、施設利用者や地域住民の皆様と、施設や地域の課題を共有した上で、ご意見いただきました保育所の新設や近隣の区立保育園の建替えなどを含め、幅広くご意見を聞き、対話により、区民の皆様と共に計画を検討していきます。

担当 保育課

3 方南町駅子ども乗せ自転車駐輪について

令和5年11月2日受付

Q 前後に子どもを乗せる電動自転車を方南町駅前の駐輪場へ駐輪しようとしたのですが、満車のため、一日利用の駐輪を拒否される事が連日続いています。駅の反対側の小規模駐輪場も満車で停められません。

子連れでどのように駐輪すれば良いのか回答をお願いします。

A 方南町駅周辺の自転車駐車場は、利用率が高く、慢性的な満車状況が続いていることは十分に認識しております。ご利用にあたりご不便をおかけしておりますこと、お詫び申し

上げます。区としましても、空車状況を迅速かつ正確に把握し、一台でも多くの自転車を駐車できるよう運営に努めているところです。

限られたスペースを活用できるよう適切な管理運営に努めていきます。

担当 土木管理課

4 東京都市計画河川第8号善福寺川について 令和5年11月6日受付

Q 自宅前に善福寺川上流調節池、管理棟が建設される計画があると耳にしました。公園がなくなるのは地域住民の方にとっても子供達にとっても悲しいことですし、立派な木がたくさんあるのにそれを伐採してしまうのは勿体無いことだと思います。

工事に伴う影響や景観などにも不安を覚えています。1番よいのは計画を見直して頂くことですが、計画のより具体的な内容をお聞かせ頂けたらと思います。

A 善福寺川上流調節池（仮称）については、都の神田川流域河川整備計画において、流域の浸水被害の軽減に必要な施設として位置づけられており、区としても必要な施設として認識しています。

都が善福寺川緑地に整備を予定している施設の位置や面積、それに伴う樹木の伐採本数等、設計が完了していない現時点では、数値等をお知らせすることができないと聞いています。

しかし、周辺のみなさまへの工事に伴う影響や景観への配慮等については、都に対して丁寧な説明や適切な情報提供を求めています。

詳細は下記リンク先をご参照ください。

東京都都市整備局ホームページ

【計画に関すること】

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/kasen_jougesui/t_setsumei/zenpuku.htm

担当 土木計画課

5 杉並区中央図書館の利用可能な座席数を増やしてほしい

令和5年11月6日受付

Q 杉並区立中央図書館を頻繁に利用させていただいています。

館内が非常にきれいで過ごしやすい空間のご提供ありがとうございます。主に仕事が休みである土日を利用することが多いのですが、毎回高校生/大学生が自習していて、図

書館の本を座って読むことができない場合が多いです。

そのため、座席の利用方法として自習スペースと図書館で借りた本を読むスペースなど、区画を明確に分けていただくことは可能ですか。また、直ちには難しいと思いますが、座席数を増やすことはできないですか。必ずしもテーブルがなくても本は読めるため、座る椅子やソファなど窓側壁際にご用意いただけると非常にうれしいです。

A 中央図書館では、館内の閲覧席や調べものコーナー等について、利用方法による区分けはしておりません。閲覧席等は、本の閲覧のみならず、自習スペースとしても、皆さまにご利用いただいています。

館内の座席配置については、令和2年9月の改修リニューアルに際し、広く利用者等の意見・要望を取り入れて、閲覧スペースを拡充し、滞在型の図書館施設として整備していますが、おっしゃる通り、土日を中心に閲覧席の需要が非常に高く、早い時間帯での座席確保や長時間利用等の事由により、開館時間中の座席利用が十分に提供できない状況が少なからず発生しています。

図書館としては、館内の座席等の利用方法については、ご利用の皆様から様々なご意見が寄せられており、施設運営上の今後の課題と認識しています。

担当 中央図書館

6 家庭教育講座「はじめての小学校」について 令和5年11月8日受付

Q 家庭教育講座「はじめての小学校」に参加したかったのですが、開催を知ったのは募集を締め切った後でした。できれば、今年度中にまた開催していただけないでしょうか。

もし開催が決まりましたら、区内の保育園からも保護者に周知させるようにして頂けないでしょうか。SNS や区の広報等で確認するようにしていますが、日々多忙で忘れてしまうこともありますので、ピンポイントで周知頂けると助かります。

A 「はじめての小学校」の今後の開催についてですが、今年度は開催の予定はありません。また、来年度以降については未定です。

家庭教育講座については、今後とも開催時間や周知方法を含め、保護者の方々の意向も踏まえながら、講座内容の充実により一層工夫を重ねていきます。

担当 学校支援課

7 家庭福祉員から3歳児クラスへの転園について

令和5年11月8日受付

Q 来年4月から保育園1歳児クラスへの入園を考えています。妊娠中に退職し、保育園へ預けられたら新しい仕事を探して働くつもりでいました。しかし現状は、保育園が決まらない状態での就活は難しく、内定がもらえなければ指数(点数)が低いため保育園に入れるか分からないという、働きたくても働けない、どうしようもない状態です。

そのため、まずは点数に関係なく絶対に入れる家庭福祉員さんのところへ預けて、時間内でできる仕事をしようと考えていますが、こちらは2歳までしか預けることができないので、今度は3歳児クラスへ入れるかどうかの問題が出てきます。

家庭福祉員や認可外に預けている人が優先入園の対象ではないのは何故ですか。

ひとり親なので、保育園に入れないと働けなくなり死活問題です。指数(点数)だけでは分からない、本当に保育を必要としている人がいることを知っていただきたいです。

A 認可保育所等の優先入所につきましては、国の技術的助言により、いくつか例示が示されていますが、その一つに、小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童への優先が言及されています。区においても、同事業を利用する保護者に対する安心感等につながると認識していることから、優先入所を実施しているところです。

一方で優先入所は、適用の受けない世帯との差を考慮し、限定的に行うべきとも考えることから、現状、技術的助言に例示のない家庭福祉員を含む認可外保育施設に対して、同様の優先入所を行う予定はありません。

なお、年齢上限のある保育施設(認可外を含む)を卒園し、引き続き区内の認可保育所等への入所を申込む場合、「保育施設利用のご案内」26ページに記載のある調整指数項番12番(4点加点)が適用されますので、適用を受けない世帯と比して、一定の優先があるものと認識しています。

また、昨年度の実績ですが、認可保育所等にかかる4月入所(1次)の選考が終わった後でも、お住まいの周辺の保育施設の1歳クラスには空き枠が残っていたことから、必ずしも高得点の指数が必要とではないと存じています。仮に不内定となった場合においても、2次選考や区職員から空きのある保育施設を紹介する「マッチング」も行いますので、特定の園への入所をご希望でなければ、入園先の確保は可能であると見込んでいます。

担当 保育課

8 保育園の幼児のお昼寝について

令和5年11月8日受付

Q 保育園の5歳児クラスに子供がいます。お昼寝について、厚労省の保育所保育指針では、一人一人の状況に応じて対応する、一律にしないと定められています。また、こども

家庭庁も同様の趣旨を表明しています。

しかし、保育園では5歳でも一律に寝なさいと言われて2時間何もせずに寝転がっていなければなりません。登園しない日は8時に就寝するのに、登園した日は10時まで寝られません。保育園の生活リズムのせいで2時間の夜ふかしが発生し、朝は眠たそうで朝ごはんも食べられません。

小学校生活のリズムとかけ離れていますし、せめて5歳児だけでも寝られない人は別室で遊ぶなどはできませんか。

- A お子様に必要な睡眠時間は、全員一律ではなく、各ご家庭の状況に応じた保育時間や、体力的な面から、それぞれ必要とする時間が違うと考えています。また、睡眠時間は日中の活動とも大きく関係しており、お子様の年齢や状態に合ったお昼寝時間が必要であるとも考えています。

その上で、頂いたご意見を踏まえ、匿名を前提に保育園に連絡を入れ、保育園の様子や園での5歳児のお昼寝に対しての考え方を聞き取りました。合わせて、お昼寝が必要のないお子様に対しての個別の対応について、職員で検討すること、保護者あてに保育園の考えを情報発信することなどを助言させていただいたところです。

担当 保育施設担当課

9 区民健康診査について 令和5年11月9日受付

- Q 私は、他区から杉並区に移って来ました。それに伴い、区の健診も杉並区で受けることになりましたが、前住区との違いに唖然とするばかりです。

前区では、基本の健診の他に任意で受けられる胃癌、大腸癌、肺癌の健診がありますが、それらは全て無料で受けられました。

しかし、杉並区はそれぞれ有料で、胃癌の胃カメラ検査になると千円もかかることに驚きを隠せませんでした。

前住区は収納率が高いから、医療費にも余裕があるのでしょうか。杉並区の収納率はどのようなのでしょうか。

健診が有料だと、積極的に受けたいという人の数も少なくなりがちだと思います。

- A 当区のがん検診につきましては、ご指摘のとおり、受診者に自己負担をお願いしております。23区では、9区が全てのがん検診を無料で実施していますが、当区を含む14区は自己負担をお願いしている状況です。

これは、特定健康診査の実施が、法律上、保険者の義務であり、各自治体が国保特定健診を無料で実施しているのに対して、がん検診は、健康増進法に努力義務として規定され

ており、各自治体の判断で、自己負担額を設定できるようになっていることによります。

当区においては、受診しやすい環境の整備の一環として、平成 25 年度から、それまでの金額を軽減し原則 1 コイン 500 円（大腸がん検診は 200 円）としたものです。その後、平成 28 年度からの胃がん検診（胃内視鏡検査）の開始時に新たな自己負担金があり、現在に至っています。

がん検診の自己負担金につきましては、現在の設定金額としてから 10 年以上経過しており、多くの区民の皆様を受け入れていただけているものと考えています。

担当 健康推進課

10 富士見ヶ丘中学校のトイレ 令和 5 年 11 月 13 日受付

Q 現在仮校舎に移転中ですが、トイレが和便ばかりで困っているとのこと。

仮校舎だとしても、今どきの生徒は和式トイレは使いづらいし感染予防もあるので、簡易的でも良いので洋式トイレの改装をお願いします。

ほとんどの生徒が困っているとのこと。

A 現在、区では、学校トイレの洋式化に取り組んでおり、改築や大規模改修の機会に全体的な洋式化を行っているほか、その他の既存校については数が多く、経費もかかることから、数年間かけて計画的に進めているところです。

富士見ヶ丘中学校については、改築中であり、仮移転中の校舎は今後 2 年半程度しか使用しない点も考慮し、他の既存校を優先させるため、改修の予定はありません。

なお、仮移転前の旧富士見ヶ丘中学校よりも、現在の校舎では、洋便器の数自体は 1.5 倍程度多くなっています。また、改築後の富士見ヶ丘中学校は、ほぼ全面的に洋式化を行う予定です。

仮移転中は、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

担当 学校整備課

11 コロナワクチン接種の危険性について 令和 5 年 11 月 13 日受付

Q 現在、各自治体においてワクチン接種が進められていますが、いま内外の多くの専門家がその危険性について強く警鐘を鳴らしています。

そのような中、各自治体や国会議員のなかから、このコロナワクチン接種に対する危険性を訴え、県民や国民に注意喚起を促す議員や議会がでてきています。このワクチンの毒

性からも、一刻も早く国民の多くがその危険性について認識し、接種の有無を判断する情報の共有を望まれます。

A 新型コロナワクチンの安全性については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、専門家による議論と評価を行っておりますが、令和5年10月27日の同部会では、これまでの副反応報告等によって、その安全性において接種体制に影響を与える重大な懸念は認められず、接種を継続してよいこととされた、と承知しております。

区としては、これからも適切な情報の収集や必要な情報の提供に努め、区民の皆さんが安心してワクチン接種を受けることができる環境づくりに努めていきます。

担当 新型コロナウイルス予防接種担当課

12 「(仮称) 子どもの居場所づくり基本方針」を保護者・住民と共同で創り上げる事を要望します

令和5年11月15日受付

Q 「(仮称) 子どもの居場所づくり基本方針」策定に向けた取り組みにおいて、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会」を設置し「当事者である子どもをはじめ関係者・関係団体の意見を丁寧に聴取し基本方針の策定にかかる検討に反映する」中に、旧東原児童館、旧善福寺児童館、旧西荻北児童館、旧下高井戸児童館等、これまでに児童館存続の要望を出してきた当事者である子ども・保護者の意見を丁寧に聴取する事、及び保護者・住民と共同で「公民連携」を体現し「(仮称) 子どもの居場所づくり基本方針」を創り上げる事を要望します。

A 杉並区では、先般取りまとめた児童館再編の取組の検証結果を踏まえ、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、今後の子どもの居場所づくりの指針となる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和6年度中に策定することとし、その取組をスタートしました。

策定に当たっては、子どもや保護者、地域の方々の意見を聴取するだけでなく、当事者である子どもの参画を得ながら子どもと共に基本方針を作り上げることを目指しています。

担当 児童青少年課／区政経営改革担当課

13 保育園に入れない場合の対応について 令和5年11月16日受付

Q 保育園の入園を希望するけども入れない場合の制度について、改訂を求めます。

令和6年1月、子どもの誕生日前日で働いている会社の育児休業が切れるので復職を希望しています。

しかし、近くには保育園が少なく、1月の入所はかなり厳しいが、4月になれば学年が上がり枠が増えるので入園が見込めるとのことでした。そこで仕方なく1月から3月は自己都合休職をし、4月に入園したタイミングで復職しようと思い、そのことを保育課に伝えたところ、自己都合休職をすると4月の入園時に働いていないということになり点数が下がり、希望の園への入所は厳しいとの回答でした。

では、点数が下がらないためにどうすればいいかと聞いたら、認可外に預けるかベビーシッターを雇うしかないとのことでした。

保育園を増やしていただくのが1番ですが、せめて入園待ち期間に休職をしても育児休業時と同じ点数で入園待ちができるように早急に制度を改定していただきたいです。

若しくは、保育料と同じ費用でベビーシッターが頼める制度(マミー東京)があると思いますが、こちらの枠を無制限にしていきたいです。

A 区では、認可保育所等への入所申込みを、就労を事由として申し込む場合、直近1～3か月の就労実績が確認できる場合は「就労」の基準指数を用いて、就労実績が確認できない場合は、就労証明書に記載された就労時間や就労日数をもとに「就労内定」の基準指数を用いて、利用調整を行っています。

この原則に従う場合、育児休業から復職される方は、直近の就労実績を確認できないため、就労内定の基準指数を用いることとなりますが、育児休業取得者が利用調整で一律に不利となることは、仕事と育児の両立を目的とした現在の育児休業制度の趣旨に沿わず適当ではありません。

そのため、法令上または勤務先の就業規則上の育児休業期間の終了直後に復職することを条件に、例外的に産前の就労実績を確認し、就労の基準指数を適用しています。

一方で育児休業期間後にご自身の判断で休職される場合は、現に就労が行われていないことから、当該例外的な取扱いをせず、原則どおり、就労内定の基準指数を用いており、この運用を見直す予定はありません。

また、既に申込期間終了した今年度中に、居宅訪問型保育事業の受入れ人数を、今回の要望を受けて拡大することについても、11月入所以前に申込みをされていた方や、他の施設等への申込者への公平性を欠くことから、実施の予定はありません。

なお、令和5年4月入所選考後の空き状況から鑑みますと、現在4月入所に向けてご希望いただいている園につきましても、空きのあった園が複数ございました。

このことから、令和6年4月入所申込みにおいても、お住まいの地域の申込者数等の条

件が昨年と同様であれば、いずれかの園に入所できる見込みと考えております。

担当 保育課

14 井草児童館の利用について 令和5年11月20日受付

Q いつも井草児童館を子どもが利用しています。イベントや遊びの提案など小学生が楽しめるよう先生たちが工夫してくれているのが伝わってくるので、感謝しています。

しかし、12月中旬より遊戯室のトイレ工事が入り、使える場所が減るということで来館者は来ないようお知らせがありました。

たしかに工事の最中に子供がウロウロするのは危険だと思いますが、工事期間が12月中旬～3月中旬ということで長い期間すぎて驚きました。季節は寒い時期ということもあり、小学生が放課後過ごせる場所がなくなり家にこもってしまいそうです。

区政として、小学生の居場所を提供すると掲げていましたが、この件に関して何か対策はしてもらえないでしょうか。

A 区では、区有施設を良好かつ効率的に維持することなどを目的に、老朽化した施設の大規模修繕を順次行っており、今年度は井草児童館の遊戯室トイレ改修工事を実施いたします。

今回の工事では遊戯室のほか、階下の配管工事等のため遊戯室の直下にあたる多目的室においても工事を行います。遊戯室と多目的室を使用できない状況では、子ども達が安心・安全に過ごすための部屋が確保できないことから、令和5年12月15日から令和6年3月9日まで休館することといたしました。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、工事期間中は、近隣の子ども・子育てプラザ下井草や桃井第五小学校内で実施している放課後等居場所事業（ももごスマイルひろば）のご利用もご検討ください。

ご利用にあたって、詳しくは子ども・子育てプラザ下井草（電話：03-3396-8888）へお問い合わせください。

担当 児童青少年課

15 ブロック塀の撤去について 令和5年11月21日受付

Q 11月3日の区報には、デジタル戦略についての記事が紙面を割いていました。

しかし大阪での地震の際の小学校の塀が崩れたことや、最近のニュースで鉄筋が入っていないブロック塀が崩れて中学生が怪我をしたという、目前にある危険に取り組むべき課題があります。

区内には、多くの危ないブロック塀が残っています。

建築課に話したが、区として条例を制定して欲しい。

特に、空き家のブロック塀については、区が積極的に強制撤去するとして欲しい。

A 危険なブロック塀や空き家の指導や命令等については、建築基準法や空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき行うものであるため、条例を制定する予定はありません。

また、空家であっても区がブロック塀の強制撤去を行うことは、所有者の財産権を侵害することになり、慎重な対応が求められます。

現在、区ではブロック塀等の安全対策を進めるため、区が把握した危険なブロック塀については、所有者へ改善するよう指導・助言を行うとともに、道路に面する危険なブロック塀等の除却費用等の助成を行っております。

担当 建築課／住宅課／耐震・不燃化担当課

16 下井草駅周辺も路上禁煙地区にしてほしい

令和5年11月22日受付

Q 3つご提案があります。

1 下井草駅周辺も路上禁煙地区に追加してください。

理由：通勤通学や保育園児の散歩コースであるにも関わらず、タバコのポイ捨てが多く、落ち葉もあるため危険が多い。

2 区内全域歩きタバコ、ポイ捨て禁止の啓発活動を下井草駅前でもしてください。

理由：知らずに悪意なく排水口や歩道にポイ捨てをしている可能性も考えられる。

3 大木、保護樹、その他樹木の管理について条例で具体的に示してください。

理由：敷地内であればどこまでも伸ばしてよいというのは危険が多い。

今後より一層高齢化がすすむ中で落ち葉掃き、木の剪定が追いつかなくなる状況も考えられる。(排水口がつまり水害の原因にもなる。)

また、気候変動で台風や竜巻、大雪なども想定されるが、木の健康は確認されていないのが現状ではありませんか。

A 先ず、下井草駅周辺も路上禁煙地区に追加してほしいとのご提案ですが、路上禁煙地区は、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」で指定しています。

地区の指定にあたっては、特に人通りの多い商店会やJR駅周辺などの地域を、町会・商店会、警察等と協議しながら検討を行い、3地域を平成15年10月に指定しました。その後、地域を順次増やし現在は6地域の指定に至っております。このように、地区の指定は多くの方々からのご意見と、様々協議を経て決定していますので、区独自の判断のみで禁煙地区を追加することは難しい状況です。

次に、「歩きたばこ」と「ポイ捨て」禁止の啓発活動についてですが、区では、喫煙マナーの周知徹底を図るために、区職員による巡回指導に加え、警備会社等との委託契約により、原則、月曜日から土曜日の早朝から夕方以降まで、巡回指導を行っています。

下井草駅周辺についても毎月数回巡回指導しておりますが、区内全域を限られた人員で対応していますので、目が行き届かず誠に申し訳ありません。

最後に、大木、保護樹、その他樹木の管理についてですが、杉並区みどりの条例ほか区の条例では樹木の高さを制限する条項はございません。

ご指摘のように樹木は、落ち葉が排水溝の詰まりの原因となることや、台風等に伴う倒木や枝折れ等を伴う場合があります。区では保護樹木等所有者の皆様にはご指摘のような内容を踏まえ、樹木の適正な維持管理をお願いしているところです。その他の樹木についても、例えば、区道等の公道であれば道路管理者が道路法に基づき適正な維持管理をお願いすることもあります。引き続き、法令に基づき適正な管理を所有者にはお願いしていきたいと考えています。

担当 環境課／みどり公園課

17 東高円寺駅 駐輪場について 令和5年11月27日受付

Q 利用料金を1日あたり、固定100円または150円にしてください。

降雨や都合で当日・翌日に取りに行けないことはあります。今の時間制料金では、すぐに500円から1,000円となってしまいます。

こんな駐輪場はありえません。

スーパー、レストランなどの民間駐輪場は料金を好きに決めて良いと思いますが、駐輪場は公的なものです。民間任せにしたのは大きな間違いで、すぐに公営に戻すべきです。東高円寺駅駐輪場の料金体系は異常です。

A 当駐車場は、平成21年4月1日から民間事業化提案制度により、民営の自転車駐車場として運営しています。

この度の利用料金等の改定は、民営化以降、1階に利用者が集中している課題があったことから、安全な利用と快適性を確保して各階層が混雑なく利用されるよう、利用料金等の見直しが行われたものです。

なお、改定後の利用料金は、駅周辺の民営の自転車駐車場と比較しますと低い料金設定となっております。

また、当駐車場の3階は1・2階に比べ低い料金設定となっております。3階へは階段を登りやすくするため、オートスロープも付いておりますので、誠に恐縮ですが、3階のご利用もご検討くださるようお願いいたします。

18 火災と安全と再開発について 令和5年11月27日受付

Q 昨夜、同じ番地で大きな火災がありニュースでも報道され、先月の10月にも同じ番地で火災がありました。

今回のニュースでも「住宅地」ではなく「住宅密集地」として報道されていることから、災害時にいかに危険な地域であることが計り知れます。

この地域に一軒家を買って、生涯住み続ける私としては、早急に区で対策を講じてほしいと思っております。

「密集しすぎた住宅地と空き地の解消」および「狭い道路を拡張すること」を速く押し進めてほしいと切望しています。

特に「高円寺南5丁目の生活道路の拡張」「補助221号線の拡張」をいち早く進めてください。ここに住んでいることが本当に心配でたまらなくなりました。

区長は何事も市民との対話を重視しておられますが、同時に停滞を生むことを承知してください。「いち早く具体的に押し進めてほしい。何か起きてからでは遅い」という市民が多いことも重々感じていただきたいです。

A 先日の高円寺南五丁目内で発生した住宅火災において、被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますと共に、お亡くなりになられた方やそのご家族には、心からお悔やみを申し上げます。

区では、建物の不燃化の推進や木造住宅密集地域の解消、狭い道路の解消等、災害に強いまちの基盤づくりに取り組んでいます。お住まいの地域の都市計画道路補助221号線につきましては、防災力向上等を目的として令和4年7月に事業認可を取得し、現在、関係権利者の方々と用地折衝等を進めており、並行して、区民の皆さんと対話を重ねながら、公共空間としての道路の在り方、まちのデザインを議論していく新たな対話の場として「(仮称)デザイン会議」の準備を進めているところです。

都市計画道路は完成までには多くの時間を要しますが、整備により地域の防災性は確実に向上します。直ぐにでも起こり得る首都直下地震等の大規模災害、そして先日のような住宅密集地域での火災に備え、お住いの皆様が安心・安全に暮らせるよう、ハード面ソフト面の防災施策を複合的に施していきます。

Q 小学生の二人の子供がいます。

上の子は善福寺学童クラブで図工室や体育室で自由に遊べました。3階建てだったので苦手な子や喧嘩をしてる子が居たら違うフロアに行くなど距離を取ることもできました。

下の子は善福寺学童クラブが失くなってしまい、元保育室の跡地にある井萩学童クラブに在籍してます。とにかくワンフロアしかないので狭いし外に出れません。外に出て遊ぶ時は笑ったりしゃべったりしたらいけない、お隣のお家の人が怒っちゃうから。と言ってます。低学年の子供が学童の園庭で声を出して遊ばないっておかしいと思います。元の善福寺学童クラブを返してください。子育てプラザを井萩学童クラブの場所にすれば良かったのではないのでしょうか。

A 子ども・子育てプラザ善福寺につきましては、従前の杉並区区立施設再編整備計画で、区内7地域に子ども・子育てプラザを整備する計画を定めていました。

この計画を具体化する検討の中で、西荻地域におきましては、井萩小学校区の学童クラブ需要が将来的に大幅に伸びていくことが見込まれており、井萩小学校に隣接する保育室善福寺が令和2年度末で廃止されることとなったことから、その跡地施設を活用することで学童クラブの受入枠を大きく拡大できるということ等も踏まえ、善福寺学童クラブを現在の場所に移設（井萩学童クラブ）することとしました。

これにより、令和3年度には、善福寺学童クラブで20名の待機児童が発生していたところですが、令和4年度の井萩学童クラブの開設により、この地域の待機児童の解消を図ることができました。

なお、子ども・子育てプラザは、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う地域子育て支援拠点として諸室を整備する必要があり、保育室善福寺跡地施設でその面積を確保することが困難であったこと等の理由から、学童クラブと小学生の放課後等の居場所の機能を移転した後の善福寺児童館施設を子ども・子育てプラザに転用することとしました。

しかしながら、ご指摘にある、園庭の使用につきましては、計画を説明する中で、日常的な使用に供することが難しい状況で開設に至ったという経緯もあります。

区としては、学童クラブの育成室以外の活動の場の確保は重要であると考えており、近接の井萩小学校の校庭や体育館を可能な限り使用するとともに、開設後も園庭の使用に関する調整を進め、現在は火曜日の1時間、園庭の使用をしているところです。

一方で、保護者や地域の方々からは、園庭の更なる活用を求める強い要望も頂戴しており、現在も、子どもたちがより充実した学童クラブでの生活を過ごすため、園庭の使用に関する調整に努めているところです。

今後も、子どもたちにとってより良い育成環境の確保を進めていきます。

20 「成田西ふれあい農業公園」委託業者変更に関する嘆願書

令和5年11月30日受付

Q 私共2023年度「農にふれあう講座」受講者有志一同は、公園管理者の変更につきまして、下記内容にて嘆願書を提出いたします。

〈嘆願事項〉

- ① NPO法人「武蔵野農業ふれあい村」の熱意溢れる指導、これまでの実績・知見を考慮し、来年度は次期事業者とともに移行期間として、全スタッフがこれまで通り業務を遂行できるようにする。
- ② 「農にふれあう講座」は2期生までで講座を完結し、その後、市民農園や農業ボランティアとして活躍することを期待されているため、今年度1期生の希望者は、来年度2期生になることを可能とする。
- ③ 2期生以上で希望する者は、ボランティアとしてこれまで通り水やり・除草などの業務を担当できることとする。
- ④ 秋に開催される地域住民、杉並区民に向けた農園内の「収穫祭」は例年通り実施する。
- ⑤ 子どもたち、地域住民、高齢者に向けた農業体験イベントはこれまで通り行う。
- ⑥ 来年度の業者更新の際は、参加者および、地域住民の声を検討の上、様々な意見を反映させる。

A まず、1点目の次年度の人員体制につきましては、次期管理運営事業者に今回いただきましたご要望を伝えていきますが、最終的には、事業者の判断により円滑な公園運営を担う人材が配置されるものと考えています。

2点目の「農にふれあう講座」の詳細につきましては、今後対象者等の詳細を次期管理運営事業者と調整していきます。

また、農業公園は区民参加型の公園運営を目指しており、3点目のご要望である「農業公園サポーター」は、次年度以降においても引き続き「農にふれあう講座」を修了した方のうち希望者を対象に活動していただく予定です。

次に、4点目及び5点目につきましては、次年度以降も「収穫祭」及び「農業体験イベント」を行っていきますが、実施の時期等の詳細については、次期管理運営事業者と今後調整していきます。

最後に、6点目ですが、各イベント・講座のアンケート結果等なども参考にして、委託業務の「履行評価基準」に基づいて履行評価を実施した上で、次年度の更新を行います。